

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項及び第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第136条第2項及び第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月5日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和8年第16号
対象土地 兵庫県明石市岬町260番5
兵庫県明石市岬町260番4
- 2 関係人の氏名又は名称
橘 三郎
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施及び意見聴取等の期日の開催の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。